

規制・制度改革検討シート（案）

【その他（人材 8）】

<p>事項名</p>	<p>在留資格「投資・経営」の要件及び運用基準の緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>①在留資格「投資・経営」の要件の1つである「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」の目安として、最低でも500万円以上の投資が必要とされており、それ以下の投資額では在留資格「投資・経営」は付与されない。</p> <p>②2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、ピラミッド型の人事組織を有しないことを持って、全員には在留資格「投資・経営」が付与されない。</p> <p><根拠法令> 出入国管理及び難民認定法第7条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>①在留資格「経営・投資」の要件の目安とされている「最低でも500万円以上の投資」を緩和すべきである。（例えば、300万円以上の投資等）</p> <p>②2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」を付与できるようにするべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p><法務省></p> <p>○我が国においては、専門的・技術的分野での外国人労働者の受入れを政府全体の基本政策としており主な就労資格についてはこれを担保する要件が設けられているところ、在留資格「投資・経営」については、本邦において事業の経営を行う場合に、学歴・実務経験に係る要件は設けられていない。このため、在留資格「投資・経営」を取得し</p>

		<p>ようとする者については、その者が我が国において行おうとする活動が虚偽のものでなく、付与された在留資格に応じた活動を行おうとしているか判断するにあたっては、その者の行おうとしている事業の継続性が見込まれていることが重要であるため、相当額の投資等を要件としているところである。したがって、当該要件の緩和は困難である。</p> <p>②について</p> <p>○また、2名以上の外国人が共同で企業する場合は、それぞれの行う業務内容からみて、事業を営む者に該当するか否かについて、個別に審査を行っているところである。</p> <p>〈厚生労働省〉</p> <p>①「投資・経営」の在留資格について投資額の要件を緩和すること、及び②共同で起業して他の従業員がいない場合に全員に「投資・経営」の資格を与えることについて、日本における基準は諸外国と比較しても緩いものであり、これをさらに引き下げるとは、経営者としての性格を疑わせ、実質的に安易な外国人労働者の受入範囲の拡大につながり、労働市場及び国民生活に影響を与えることから困難である。</p> <p>(参考：諸外国における必要投資額)</p> <p>米国 50 万ドル (約 4,150 万円)</p> <p>カナダ 40 万カナダドル (約 3,280 万円)</p> <p>オーストラリア 80 万オーストラリアドル (約 6,480 万円)</p> <p>シンガポール 250 万シンガポールドル (約 1 億 5,750 万円) (2010 年 1 月 1 日に 150 万ドルから引き上げ)</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>・</p>

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p><法務省> 「上記改革の方向性への考え方」に記載 <厚生労働省> ○「投資・経営」の資格における投資額等は当該 人材が専門的・技術的分野に該当する者かどうか を判断する基準であるが、日本の基準は諸外国と 比較しても緩く、これをさらに引き下げるとは、 経営者としての性格を疑わせ、実質的に安易な外 国人労働者の受入範囲の拡大に繋がり、労働市場 や国民生活に影響を与えるおそれがあることか ら、対応は困難である。 ○なお、家事使用人の帯同については一定の要件 を満たす者について、限定的に認められていると ころであるが、帯同可能な者の増加については、 家事使用人に対して労働関係法令が適用されない ため劣悪な労働条件で業務に従事する等の問題が 発生するおそれがあるため、慎重な対応が必要で ある。</p>
	<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<p>① について ●対日投資促進支援の観点から、外国企業の我が 国への進出や、留学生等による我が国での起業の 阻害要因の1つになっている在留資格「投資・経 営」の要件の目安である「最低でも500万円以 上の投資」を緩和すべきである。 ●在留資格「投資・経営」の要件として相当額の 投資が必要ということは理解できるが、目安がな げ「最低でも500万円以上」なのか示されたい。 ●厚生労働省から参考としてご提供いただいた諸 外国における必要投資額は、永住権を伴う投資移 民の基準であり、在留資格「投資・経営」の要件 の目安と同列に比べることは困難である。 ②について ●対日投資促進支援の観点から、会社設立当初に おいては、役員のための形態は珍しいものではない 現状も踏まえ、外国企業の我が国への進出の阻害 要因の1つになっている運用基準を緩和すべきで</p>

	<p>ある。1人が役員として在留資格「経営・投資」、1人が従業員として在留資格「技術」等を申請するという手法もあるが、実際の経営実態とは異なり、合理性に欠ける。また、このような手法をとった場合、例えば一方には家事使用人を帯同させられるが、もう一方には帯同させられないといった問題等も発生する。</p> <p>●個別に審査を行っているということだが、2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」を付与されたケースがあるのであれば示されたい。当分科会の主張はこのようなケースにおいて「全て付与すべきである」ではなく、審査を行い他の要件がクリアできているのであれば「付与すべきである」である。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>在留資格「投資・経営」の要件及び運用基準を緩和することにより、外国人の我が国への投資促進を図ることが可能となる。ひいては我が国の雇用創出につながる。</p>
<p>改革案</p>	<p>①在留資格「経営・投資」の要件の目安とされている「最低でも500万円以上の投資」を緩和する（例えば、300万円以上の投資等）ことについて検討し、結論を得る。</p> <p>【平成23年度検討・結論】</p> <p>②2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、他の要件をクリアできるのであれば、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」を付与できるようにすることについて検討し、結論を得る。</p> <p>【平成23年度検討・結論】</p>